

平成27年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る 調査（平成27年度調査）の進め方について（案）

平成27年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査（平成27年度調査）については、以下の日程で実施してはどうか。

平成27年

4月

- 第121回社会保障審議会介護給付費分科会【4月23日（木）】
 - ・ 調査の進め方及び調査項目について議論し、調査項目を決定

5月

- 第8回介護報酬改定検証・研究委員会【5月19日（火）】
 - ・ 調査の進め方及び具体的な調査項目について議論し、項目、内容等を決定
- 第122回社会保障審議会介護給付費分科会【5月20日（水）】
 - ・ 第8回介護報酬改定検証・研究委員会において決定した項目・内容等を了承

6月・7月

- 厚生労働省において、仕様書を作成し、受託機関を決定
- ※ 厚生労働省が各調査の仕様書を作成する段階から、改定検証・研究委員会委員が関与する。

7月・8月

- 受託機関の決定後、受託機関が厚生労働省と協議の上、調査票（原案）を作成する。（介護報酬改定検証・研究委員会委員等から意見を求め、適宜修正を行う。）
- 介護報酬改定検証・研究委員会委員を委員長とし、調査内容に関する有識者、受託機関（調査検討組織の事務局）により構成された調査検討組織において、調査票（案）の更なる検討を行う。

9月

- 介護報酬改定検証・研究委員会
 - ・ 調査票（最終案）の決定
- 社会保障審議会介護給付費分科会
 - ・ 調査票（最終案）の了承

10月

- 調査実施

11月・12月

- 集計・分析・検証

平成28年

1月・2月

- 分析・検証

3月以降

- 介護報酬改定検証・研究委員会
 - ・ 調査結果の報告、調査結果に対する評価を実施
- 社会保障審議会介護給付費分科会
 - ・ 介護報酬改定検証・研究委員会から報告された調査結果等を了承